

第7条 知事等は、第5条又は前条の規定により選定した指定管理候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を得たときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

(協定の締結)

第8条 知事等は、指定管理者と当該公の施設（以下この章において「管理施設」という。）の管理に関する協定を締結するものとする。

2 略

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 略

2 知事等は、前項の規定による事業報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他規則で定める方法により公表するものとする。

(損失の補償)

第10条 略

第6条 知事等は、第4条又は前条の規定により選定した指定管理候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を得たときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

(協定の締結)

第7条 知事等は、指定管理者と当該公の施設（以下「管理施設」という。）の管理に関する協定を締結するものとする。

2 略

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 略

(損失の補償)

第9条 略

(原状回復義務等)

第11条 略

(秘密保持義務)

第12条 略

(情報の開示)

第13条 略

第3章 審査委員会

(委員会の開催)

第14条 知事等は、第5条、第6条第2項又は第22条第3項の規定

による審査を行う場合は、公の施設を所管する知事の事務部局、

教育委員会又は企業局（以下「所管部局等」という。）において審

査委員会（以下「委員会」という。）を開催するものとする。

(原状回復義務等)

第10条 略

(秘密保持義務)

第11条 略

(情報の開示)

第12条 略

(委員の構成)

第15条 委員会の委員（以下単に「委員」という。）は、次の各号

に掲げる者のうちから知事等が委嘱する。

- (1) 所管部局等の職員
- (2) 学識経験者
- (3) 公認会計士又は税理士
- (4) 当該公の施設に関する有識者

2 委員の委嘱期間は、委嘱の日から第8条第1項の協定を締結する日までとする。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、所管部局等において処理する。

(関係者等の出席等)

第17条 委員会は、委員会における審査のため必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による申請を行った法人等（以下「応募者」という。）、指定管理候補者に選定しようとする法人

等その他の関係者に対して委員会への出席を求め、意見又は説明
を聞くことができる。

(公正の確保等)

第18条 委員は、厳正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、委員会において知り得た情報を漏らしてはならない。

委員を退いた後も同様とする。

3 委員は、応募者若しくは指定管理候補者に選定しようとする法
人等（以下「応募者等」という。）又はその代理人から、審査に関
する説明、交渉等を要求されたとき（委員会において要求された
ときを除く。）は、速やかにその旨を知事等に報告しなければなら
ない。

4 委員は、応募者等及びその構成員と自己並びに父母、祖父母、
配偶者、子、孫及び兄弟姉妹並びにこれらの者と生計を同じくし
ている者の従事する業務に直接の利害関係があるときは、委員会
において、自らその関係について申し出て、他の委員の同意を得
なければ、審査に参与することができない。

5 知事等は、委員が前2項の規定による報告又は申出をすべき事実がありながら報告又は申出を行わなかったときは、その委員を審査に参与させないものとともに、公正な審査を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第19条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

第4章 異議申出

(審査結果の通知等)

第20条 知事等は、委員会における審査の結果を、知事等に対して異議の申出ができる旨を明記して応募者等に通知するものとする。

2 知事等は、前項の通知を行ったときは、速やかに、委員会における審査の結果及び指定管理候補者に選定しようとする法人等の事業計画書を、インターネットを利用して閲覧に供する方法その

他規則で定める方法により公表するものとする。

(異議申出の期間等)

第21条 前条第1項の通知を受けた応募者等は、委員会における審査の結果に不服があるときは、当該通知を受け取った日から起算して4日以内に、知事等に異議を申し出ることができる。

2 前項に規定する期間（以下「異議申出期間」という。）の計算は、その期間中に日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を含まないものとする。

3 第1項の規定による異議の申出（以下「異議申出」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 異議申出をする法人等の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 異議申出の趣旨及び理由
- (3) 異議申出の年月日

(異議申出に対する決定等)